

設置費用を補助します

太陽光発電設備

と蓄電池

導入してみませんか

環境政策課 ☎443-2053

温室効果ガスを排出しないので、環境に優しいです

太陽光を使って発電するので、温室効果ガスを排出しない環境に優しいエネルギーを自宅や事業所で使えます。



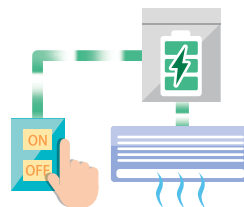
電気料金の変動リスクを抑えます

太陽光発電設備で発電した電力は、電力会社の電気料金が値上げしても影響を受けないため、リスクを軽減できます。



蓄電池の同時設置で防災力を強化できます

太陽光発電設備は、太陽が出ていれば、停電時でも電力を使えます。さらに蓄電池を設置すると、電力を溜められるので、夜間などにも電力が使えます。



住宅や事業所に太陽光発電設備および蓄電池を導入する場合の費用を補助します

申請期間

5月1日(水)～11月29日(金)

※契約・着工前に申請し、交付決定を受ける必要があります。

主な要件 (共通事項)

- ・市民および市内の中小企業者などである
- ・「チームとやまし」に登録する
- ・令和7年2月14日(金)までに設置完了し、実績報告書を提出できる など

※原則、オンライン申請です。他の補助金と併用できません。

詳細は、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ
(No.1013030)

①住宅向け(市民)

対象設備	補助額	上限額	件数	備考
太陽光発電	7万円/kW	35万円	31件程度	同時設置する必要があります
蓄電池	補助対象経費の3分の1 (1kWhあたり上限5万円)	40万円		

1件あたり8万円の補助額を上乗せします

子育て世帯……18歳未満の子がいる世帯

若者夫婦世帯……どちらかが39歳以下である世帯

※いずれも令和6年4月1日時点。



②事業所向け(中小企業など)

対象設備	補助額	上限額	件数
太陽光発電	5万円/kW	150万円	10件程度
蓄電池	補助対象経費の3分の1 (1kWhあたり上限6.3万円)	189万円	

※事業所は、太陽光発電設備のみの設置も対象です(蓄電池のみの申請は不可)。

PPA(第三者所有モデル)事業者への補助があります

補助額は設置する住宅・事業所で異なります。詳細は、市ホームページ(No.1013030)をご覧ください。

※設置の初期費用は、毎月の電力使用料金に含まれます。

本事業は、環境省地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)を活用し、実施するものです。

環境に配慮した住宅・機器の導入を支援します



環境政策課 ☎443-2053

ZEH(ゼッチ)を取得された方へ補助します

ZEHとは、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略で、**年間のエネルギー収支がおおむねゼロとなる住宅**です。高断熱・高効率な設備を整えることで省エネルギーに努めつつ、太陽光発電などでエネルギーを創出します。

申請期間 5月7日(火)～令和7年3月19日(火)
補助額 1戸あたり上限20万円 **予定件数** 15件
主な要件

- ・市内の戸建住宅である
- ・国の確定通知(通知日が令和6年3月1日から令和7年2月28日(金)までのもの)を受けている

※詳細は、市ホームページ(No.1005155)をご覧ください。

省エネルギー機器等を導入された方へ補助します

補助対象機器	備考
定置型蓄電池(ポータブル不可)	ZEH取得の補助金との併用不可。
家庭用燃料電池(エネファーム)	
ペレットストーブ	—

申請期間 5月7日(火)～令和7年3月19日(火)
補助額 5万円
主な要件

- ・機器の保証開始日が令和6年3月1日から令和7年2月28日(金)までである
- ・「チームとやまし」に登録する

※詳細は、市ホームページ(No.1005156)をご覧ください。

共通項目

子育て世帯および若者夫婦世帯に、1件あたり3万円の補助額を上乗せして交付します
※世帯の対象年齢などは、2ページの住宅向け補助上乗せと同様です。

令和5年度住民税非課税世帯と均等割のみ課税世帯の方 物価高騰支援給付金等の申請はお済みですか

※令和5年度住民税とは、令和4年1月から12月までの収入(所得)に基づき課税される税金です。

物価高騰などに直面する低所得世帯を支援するため、次のとおり給付金等を支給しています(①、②の重複支給は不可)。

- ①令和5年度住民税(均等割)が非課税の世帯▶1世帯あたり7万5千円(うち灯油等購入費助成金5千円)
- ②令和5年度住民税が均等割のみ課税されている世帯▶1世帯あたり10万円
- ③上記の①か②のうち、18歳以下(平成17年4月2日以降に生まれた児童)がいる世帯▶児童1人あたり5万円

支給の可能性がある世帯へ1月～2月に確認書を送付しました。申請期限までに、確認書を同封の返信用封筒で返送してください。

申請期限

- ①……………5月31日(金)(必着)
- ②・③…8月30日(金)(必着)

申請期限を
延長しました

※③のうち令和6年8月出生児は9月17日(火)まで。

※①のうち、「令和5年度住民税非課税世帯に対する給付金(3万円)」を受給した世帯(一部を除く)は、手続き不要で、1月末に給付金を支給しています。

※申請後、おおむね1カ月後に振り込みます。

令和5年12月2日以降に出生した児童がいる場合

確認書が届いていなくても、申請することで、給付の対象となります。

申請方法 申請期限までに、申請書や必要書類を、郵送または直接、福祉政策課(〒930-8510 新桜町7-38:市役所3階)へ。申請書は、市ホームページ(No.1014568)からもダウンロードできます。

次の方は、対象となる場合があります。詳細は、問い合わせてください。

- ・配偶者からの暴力を理由とする避難や離婚協議中の別居など、事情により現在住んでいる市内の住所に住民票を異動できない方
- ・基準日(令和5年12月1日)の翌日以降に離婚し児童を養育している方
- ・修正申告などにより令和5年度住民税が非課税または均等割のみ課税となった方

富山市物価高騰支援給付金等コールセンター ☎481-7744
(受付時間 平日9:00～17:00)